



# 月刊 フレジット

## 6月のこよみ（水無月）

- ◎1日 衣替え、電波の日、気象記念日    ◎5日 芒種  
◎10日 時の記念日    ◎15日 父の日(6月の第3日曜日)  
◎21日 夏至    ◎23日 沖縄慰霊の日、オリンピック・デー
- Tax 所得税の予定納税額の通知。(15日まで)  
普通徴収分(6、8、10、1月の4期)住民税の税額通知。  
特別徴収の住民税の納付…サラリーマンは6月より天引き。  
個人住民税第1期分の納付…末日まで。



## 労務ひとロセミナー

### 解雇予告手当と試用期間

労働者を解雇する場合、以下の義務があります。1) 少なくとも30日前に解雇予告をする。2) 予告をせず即解雇する場合は、30日分以上の平均賃金を払う。3) 1)と2)の併用をする。しかし、試用期間中に雇用後14日以内(暦日)に解雇する場合は、支払う必要はありません。採用する際に以下のことを実施することをお勧めします。1) 試用期間を設ける。2) 雇用後14日以内に面接等をする。

できるだけ解雇などはないように慎重に採用することが使用者・従業員双方に一番大事なこともかもしれません。

### ～当事務所よりひとこと～

労働保険料にお支払いは5月20日までです。金額をお知らせし、納付書を送付します。銀行・信用金庫・郵便局でお支払いをお願いします。

## 会計の耳寄り情報

### 領収証について

#### ○領収証の取扱い……

宛名は正式名称で、但し書きはできるだけ細かく(品代とすると何を買ったかわからないのでなるべく書いた方がよいです。)日付はきちんと入れてもらいます。

品代と書いてあり、事業と関連性のない場所での買い物場合は怪しまれる可能性もあります。

#### ○保存期間について……

税法上は7年、商法上は10年が領収証の保存期間です。

## 会社の資金繰りを考える その5

### 赤字経営からの脱却(=利益の確保)

赤字経営からの脱却は、目先の資金繰りの改善策としてではなく、まさに経営課題として取り組むべきものです。前月までに述べてきたように、利益と資金繰り(のプラス)は最終的に一致することから、利益こそが資金繰り改善の源泉となるのです。

#### 1. 利益率向上のための着眼点

- ・売上高の増加
- ・各種(粗利、営利、経常等)利益率の分析、改善
- ・固定費の引き下げ
- ・赤字事業の見直し(テコ入れや撤退)
- ・組織や人事戦略の見直し
- ・市場、製品戦略の見直し(マーケティングとマーチャンダイジング)

#### 2. 各種利益率の分析を行う際の指標

- ・売上高対総利益率 = 売上総利益 ÷ 売上高 × 100
- ・売上高対営業利益率 = 営業利益 ÷ 売上高 × 100
- ・売上高対経常利益率 = 経常利益 ÷ 売上高 × 100

※本紙面内容の詳細につきましては、必ず弊社宛ご確認下さい。

起業・助成金・会計・人事・人材育成・融資 株式会社 アントレコンサルティング

ゆはら社会保険労務士行政書士事務所 村田栄樹税理士事務所 監修

office: 〒107-0052 港区赤坂 9-6-29 パシフィック乃木坂 503 TEL: 03-6383-4338 FAX: 03-6383-4339

e-mail: office@j-consulting.jp www.npo-consulting-office-tohoku.com